

上三川町浄化槽設置整備補助事業の手続きについて

上三川町浄化槽設置整備補助事業については、上三川町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)及び上三川町補助金等基本条例施行規則(以下「規則」という。)の規定に基づき適正な事務事業の執行を図るものであり、上三川町浄化槽設置整備事業補助金(以下「補助金」という。)の交付申請等の手続きは次のとおりである。

【補助対象区域】

浄化槽処理促進区域(公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業計画区域を除く区域)

【補助金の交付対象条件】

- ・ 対象区域内に10人槽以下の合併処理浄化槽(環境配慮型浄化槽)を設置すること。
- ・ 国庫補助指針に該当する合併浄化槽を設置すること(全浄協に登録された浄化槽は補助指針に適合しているものとして取扱う。)
- ・ 建築基準法第6条第1項に基づく建築確認、または浄化槽法第5条第1項に基づく設置届の審査を受けること。
- ・ 販売もしくは賃貸以外の目的で専用住宅を建築すること。
- ・ 延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する専用住宅に、合併浄化槽を設置すること(専用住宅を借りている場合は、賃貸人の承諾が必要。)
- ・ 町税等を滞納していないこと。
- ・ この要綱に基づく交付を既に受けていないこと。

【浄化槽の補助金額】

(1) 合併処理浄化槽の処理対象人員別補助金額

- ・ 5人槽 332,000円
- ・ 7人槽 414,000円
- ・ 10人槽 548,000円

(2) その他設置に係る費用等の補助金額

- ・ 宅内配管 330,000円
- ・ 単独槽撤去 150,000円
- ・ 汲取槽撤去 120,000円

※ 浄化槽の処理人員は「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準」に基づき算定するため、実際設置される浄化槽と、人員・延べ面積に大きな差がある場合には、設置した浄化槽規模分補助を補助できない可能性があることに注意する。

【その他留意事項】

- ・ 令和元年度から補助要綱の改正に伴い、申請時において居住する生活排水処理方法を追加で確認している(国補助要綱改正に伴い、設置浄化槽が既存の汚水処理未普及解消につながるものか確認するため。
また、補助設置後の維持管理を義務化するため浄化槽法第11条に規定する法定検査依頼書の写しの提出も追加された。
- ・ 補助金の交付を受ける場合、必ず着工前に申請を行い、補助金交付決定を受けてから工事に着手すること。
- ・ 敷地内処理装置を設置する場合は、処理装置概要書・構造図・見取図・現場写真・誓約書の提出が別途必要となる(処理装置は上三川町で審査済みのものを設置すること。)
- ・ 実績報告について、遅くとも2月中に工事を完了して2月末には書類を提出すること。着手から実績・工事完了の報告が年度をまたぐ場合は、補助の対象外となる。

- ・ 申請時の居住地が町外の場合は、浄化槽が設置された住宅が完成した後、速やかに住民票を異動して実際に居住すること(原則、実績報告書提出の前までに住所異動する。)
- ・ 補助金の交付時期については、現地調査後の約1ヶ月以内に指定の口座に振込む。

1 補助金の交付申請 (要綱第6条及び規則第11条)

申請者は、「補助金交付申請書」(規則別記様式第7号)、「事業計画書」(規則別記様式第8号)、「収支予算書」(規則別記様式第9号)、「実施設計書」に必要書類を添えて町長に提出する。

[添付書類]

- ・ 建築確認通知書及び浄化槽仕様書の写し又は審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- ・ 設置場所の案内図
- ・ 設置しようとする建物の平面図
- ※ 浄化槽の位置の他、まず、配管も正確に記載すること。
- ・ 工事見積書の写し(補助対象経費ごとに分ける)
- ・ 環境保全に関する誓約書
- ・ 浄化槽法第7条に規定する法定検査の依頼書の写し
- ・ 浄化槽法第11条に規定する法定検査の依頼書の写し
- ・ 全浄協の登録制度による登録証の写し、登録浄化槽管理票(C票)及び浄化槽機能保障制度による保証登録証
- ※ 使用予定人数を必ず記載すること。
- ・ 住宅を借りている者は賃貸人の承諾書
- ・ 浄化槽整備士免状の写し
- ・ 浄化槽の維持管理に関する誓約書
- ・ 施工業者の瑕疵担保に関する誓約書
- ・ 税務情報の取扱に関する同意書
- ・ 交付申請時において居住する建物の生活排水処理方法に関する申立書
- ・ 単独処理浄化槽または汲み取り槽を設置していることが確認できる写真(宅内配管工事費や浄化槽撤去費の補助申請を行う場合)
- ・ その他町長が必要と認める書類

2 補助金交付決定の通知 (規則第15条)

上三川町浄化槽設置整備事業補助金交付申請書を審査して適正な事業と認めたものは、「補助金交付決定通知書」(規則別記様式第13号)により、補助金額、条件等を通知する。

※ 事業内容に変更(配置や機種の変更等)がある場合は、速やかに交付変更申請を提出して、工事着手前に承認を受けること。

3 工事着手届出の提出 (規則第16条)

補助対象者は、「補助金交付決定通知書」を受け取った後、工事着手前に「工事着手届出」(規則別記様式第14号)を提出する。

⇒ 浄化槽設置業者による代理提出も可。

4 工事完了届出の提出 (要綱第7条及び規則第16条)

補助対象者は、事業完了後30日以内又は当該年度3月31日のいずれか早い日までに、「工事完了届出」(規則別記様式第15号)を提出する。

⇒ 浄化槽設置業者による代理提出も可。

5 補助金実績報告書の提出 (要綱第8条及び規則第17条)

補助対象者は、その事業が完了したときは、「補助金実績報告書」(規則別記様式第16号)、「事業報告書」(規則別記様式第17号)、「収支決算書」(規則別記様式第18号)に必要書類を添えて町長に提出する(浄化槽が稼働してから提出すること。)

⇒ 浄化槽設置業者による代理提出も可。

〔添付書類〕

- ・ 補助金交付決定通知書の写し
- ・ 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
- ※ 浄化槽法第 11 条に基づく定期検査の委託契約についても明記すること。
- ・ 工事状況の写真（写真の種類は下記表のとおり。）
- ・ 竣工図（浄化槽の位置、配管を表示した平面図）
- ※ この図面をもとに現地調査を行う。
- ・ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えを行う場合にあっては、単独処理浄化槽を適正に処分することを明らかにする書類及び単独処理浄化槽の廃止届
- ・ その他町長が認める書類

※ 写真の種類

	写 真 の 種 類	撮 影 の ポ イ ン ト
1	<u>事前着工していないことを証する写真</u>	交付決定日以降の日付を明記した黒板等と一緒に、浄化槽設置予定場所を撮影する。
2	浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真	浄化槽設備士が実地に監督しているか、又は自ら工事を行っている状況を撮影する。
3	基礎工事の状況を示す写真	割栗石地業及び捨てコンクリートを打っている状況を撮影する。
4	据付工事の状況を示す写真	水準器等を用い、水平を確認しつつ、水締め及び突き固めを行っている状況を撮影する。
5	かさ上げの状況を示す写真	スケールをあてるなどして、嵩上げ高さがわかるように撮影する。

※ 掘削にあたり、深さが 1.5 m 以上になる場合は、国土交通省の「土木工事安全施行技術指針」に基づき土留工を施すこと。

※ プレキャスト板を使用する場合は上記 3 の施工を必ず行うこと。

6 現地調査（要綱第 9 条）

「補助金実績報告書」に基づき、職員が現地調査を行う。

※ 現地調査には、施工した浄化槽設備士を立ち合わせること。

7 補助金交付額確定の通知（要綱第 8 条及び規則第 18 条）

実績報告書の審査及び現地調査により補助金交付の条件に適合すると認めた場合は、「補助金交付額確定通知書」（規則別記様式第 19 号）により補助対象者に通知する。

8 補助金の交付請求（規則第 19 条）

補助対象者は、「補助金交付額確定通知書」を受け取った後、「補助金交付請求書」（規則別記様式第 20 号）に必要書類を添えて提出する。

〔添付書類〕

- ・ 補助金交付額交付決定通知書の写し
- ・ 補助金交付額確定通知書の写し
- ・ 工事領収書の写し

9 補助金の交付

町長は、補助金の交付請求に基づき速やかに補助金を交付する（指定口座への振込み。）

補助対象者は、上三川町浄化槽設置整備補助事業関係書類を 5 年間保存する。